

1 2 月 1 9 日 (第 3 日)

12月19日(金)第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	安西翔平	2番	濱寄眞琴
3番	小栗賢	4番	長原和哉
5番	小野藤訓	6番	宮下成美
7番	笥本語	8番	上本雄一郎
9番	平本美幸	10番	美濃英俊
11番	角増正裕	12番	古居俊彦
13番	長坂実子	14番	平川博之
15番	浜西金満	16番	上松英邦

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	土手 三生	副市長	大濱 清
教育長	岡田 學	危機管理監	速山 政治
総務部長	奥田 修三	企画部長	畑河内 真
産業部長	佐野 数博	土木建築部長	東埜泰二郎
福祉保健部長	山田 浩之	市民生活部長	猪垣 英治
教育部長	矢野 圭一	消防長	米田 尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城 靖雄
議会事務局次長	奥村 克希
事務局専門員	流田 洋充

議事日程

日程第1	議案第82号	令和7年度江田島市一般会計補正予算(第4号)
日程第2	議案第62号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
	議案第63号	江田島市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
	議案第64号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
	議案第65号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
	議案第66号	江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

- 議案第 6 7 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 2 号 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 3 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 5 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第 7 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第 6 9 号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 0 号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 1 号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 追加日程第 1 議案第 7 7 号 令和 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 8 号 令和 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 9 号 令和 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 0 号 令和 7 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 1 号 令和 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 2 号 令和 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上松英邦君） それでは皆さん、改めておはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和7年第5回江田島市議会定例会、第3日を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第82号

○議長（上松英邦君） 日程第1、議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和7年度江田島市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億146万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上松英邦君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第82号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の10ページ、11ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費及び事務費補助金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金は、財源調整のための財政調整基金の増額補正です。

続きまして、歳出です。

12ページ、13ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費は、物価高対応子育て応援手当給付事業の増額補正です。

6款農林水産業費、3項水産業費は、かき生産安定緊急対策事業費の増額補正です。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正です。

追加としまして、かき生産安定緊急対策事業の1件をお願いしております。

続いて5ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正です。

追加としまして、かき生産安定緊急対策事業利子補給補助金の1件をお願いしております。

なお、事項別明細書の14、15ページに給与費明細書、16ページに債務負担行為の調書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（上松英邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました令和7年度江田島市一般会計補正予算（第4号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は予算決算常任委員会に付託します。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 10時05分）

（再開 11時29分）

○議長（上松英邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 議案第62号～議案第76号

○議長（上松英邦君） 日程第2、議案第62号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの10議案を一括議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、宮下総務文教常任委員長長の報告を求めます。

宮下総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮下成美君） それでは、本定例会において総務文教常任委員会に審査付託となりました議案10件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第62号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第63号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第64号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第65号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第66号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第67号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第72号 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について、議案第73号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について、議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見についてその主なものを申し上げます。

議案第62号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、第66号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、一括して審議を行い、委員からは、人事院勧告に基づく改定であり、採用市場での競争力向上等の効果を発揮しつつ、常に行財政改革との整合性を図るよう努められたいとの意見がありました。また、第72号 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案については、本条例改正前に奨学金を申請している方には適用することができないため、兄弟間での格差などが生じることから、丁寧な制度の説明と運用に努められたいとの意見がありました。

以上、述べられました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（上松英邦君） これをもって、宮下総務文教常任委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第62号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

これより討論を行います。

討論の通告が提出されておりますので、順次発言を許します。

10番 美濃英俊議員。

○10番（美濃英俊君） 議案第62号に対して反対の立場で討論させていただきます。

先ほど総務文教委員長のほうからありましたとおり、審議において人事院勧告に基づく改定であり、採用市場でも競争力向上等の効果を発揮しつつ、常に行財政改革との整合性を図るよう努められたいという趣旨で委員会、意見があったということなのですが、その決定に対して一定の理解をさせていただくんですが、反対の立場から討論させていただきます。

この議案の内容なんですけれども、人事院勧告に伴って給料月額の上上げ、期末・勤勉手当の上上げ、期末・勤勉手当の平準化、会計年度任用職員の給料表の見直し、通勤手当の見直し、役職段階別加算率の見直し、その他宿日直手当の見直しなど7項目にわたります。

反対理由は、この中の通勤手当の見直しに対してどうしても納得できないというところがありまして、反対とさせていただいております。といいますのが、以前からの市職員の市外居住に関する議論はなされていたかと思えます。現在のメンバーはほぼ携わっていない項目ではあるんですけれども、それに対して居住の自由と優秀な職員を採用したいという理由を前市長、明岳さんの答弁で伺ってはおります。それで私も市外居住に関しては納得させていただいておりますし、同意できるところがございます。とはいえですね、私はできれば市職員に関しては江田島に住んでいただき、江田島市を共に盛り上げていただきたいという理想は変わっておりません。

その中で、この賃金改定はちょっと納得できないものがございます。現行の制度では、上限が60キロ以上3万1,600円となっております。改正法では上限が100キロ以上6万6,400円となっております。現在該当者はいないということなんですけれども、今後ですね、市内居住の職員も家庭の事情で引っ越す、そういった可能性の幅を広げてしまうのではないかと、そういった思いから反対しております。

私個人の考えにはなるんですけれども、できれば通勤手当など制度を、手当などの制度をうまく活用して、職員に市内に住みやすい環境を誘導するべきではないかと思っております。それに対してこの制度に関しては全く逆行するものであり、反対の理由とさせていただきます。

ほかにも説明で、この議案に関しての説明の中に民間の支給状況を踏まえた、そういった変更でございまして書かれておりますけれども、実際、本当に優良企業というか大きな企業だけなんです。これぐらいできるのは。実際、私も100名規模の企業2社聞いたところですね、やっぱり車通勤の上限は3万で、公共交通を利用するのを5万程度で、そういったのが上限になっているのが現状でございました。ちょっとそういったのを見るとですね、民間企業っていう一くくりに話すのは、ちょっと説明としても不誠実ではないかと思った次第です。

さらに加えると、このたびガソリン税率廃止されます。ガソリン単価がちょうど25円下がる。そういったタイミングなので、この増額っていうのはいかがなものかっていうのも反対の理由の一つでございます。

さらに労働基準法には通勤手当はどのようにすべきかを定めた規定はない。これ現状でございまして。これね、一般的には企業でも設定しておりますし、取扱いすごく難しいことも理解しておりますけれども、先ほど述べました3点をもって反対の討論とさせて

いただきます。

以上です。

○議長（上松英邦君） 次に、6番 宮下成美議員。

○6番（宮下成美君） 私から議案第62号に賛成の立場から討論をいたします。

本議案は、国の人事院勧告に基づき職員の給与や手当の水準を見直すものであり、地方公務員法第24条が定める国や他自治体、民間との均衡を踏まえて給与を定めるという原則に従った、沿った制度改正であります。この均衡原則は公務員給与を政治的な判断から切り離し、中立性と公平性を確保するための重要な土台と考えます。議会としてもこの制度原則を尊重した判断が求められます。

また、近年本市においても土木建築などの技術職や福祉分野をはじめ、専門的な知見を持つ人材の確保は年々困難になっています。これらの職種は民間企業や他自治体との競争が激しく、給与だけでなく勤務地や通勤条件を含めた総合的な待遇環境が採用や定着を左右する現実があります。

今回の改定は、特定の職員を優遇するものではなく、制度全体のバランスを整え、必要な人材を安定的に確保するための基盤整備と捉えるべきものと考えます。通勤手当は給与と異なり、実際に発生する通勤負担補填をする性格のものであり、距離に応じた負担差を適切に反映することは、制度の公平性を保つ上でも重要だと考えます。特に江田島市のような島嶼部では、市内外を問わず長距離通勤をも考えていかなければ確保できない専門人材が存在するのが現実と考えます。

こうした実態を制度が十分に支えられなければ結果として人材確保がさらに難しくなり、インフラ整備や安全管理、行政サービス全体に影響が及ぶことが懸念をされます。

また、議案審議の過程において、市はDXの推進や業務の効率化、人事管理の見直しと併せて行財政改革全体の中で適正な制度運用を図っていく方針を示しています。人件費の見直しを単独で行うのではなく、改革と一体で進めていく姿勢が示されている点も重要だと考えます。財政状況への配慮は当然必要ですが、制度の均衡を欠いた対応は、かえって人材確保や行政サービスの質に影響を及ぼすおそれがあります。短期的な抑制だけでなく、中長期的に持続可能な行政運営をどう支えるかという視点が今まさに求められていると考えます。

以上の理由から、本議案は制度原則、行政運営、人材確保のいずれの観点からも妥当であり、私は議案62号に賛成をいたします。

○議長（上松英邦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第69号～議案第71号

○議長(上松英邦君) 日程第3、議案第69号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてから、議案第71号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてまでの3議案を一括議題とします。

本件は、産業厚生常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、上本産業厚生常任委員長の報告を求めます。

上本産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員会委員長(上本雄一郎君) 産業厚生常任委員会委員長報告をさ

させていただきます。

今定例会において、産業厚生常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月12日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第69号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について、議案第70号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について及び議案第71号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程でなされた主な質疑について申し上げます。

議案第69号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案については、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、県からの移譲として本市が処理していた生活衛生関係の事務を県が再び処理することとなったことから、これらの事務に関する手数料の規定を削除するというものです。この県からの権限移譲事務が再び県処理となった経緯を問う質疑に対して、当該事務の専門性は高く、県の支援があるにしても市町が適切に事務を遂行することは困難であるとの声を受けて、令和5年10月から県が市町にヒアリングを実施し、事務の在り方を改めて検討した結果であるとの説明がありました。

以上述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（上松英邦君） これをもって上本産業厚生常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第69号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

先ほど予算決算常任委員会委員長から付託議案について、委員会審査報告書の提出がありました。

この際、これを日程に追加をし、議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第3号)から議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第4号)までを追加日程第1といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第3号)から、議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第4号)までを追加日程第1として日程に追加することに決定いたしました。

**追加日程第1 議案第77号～議案第82号**

○議長（上松英邦君） この際、追加日程第1、議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第3号）から、議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第4号）までの6議案を一括議題とします。

本件は、予算決算常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、長坂予算決算常任委員長の報告を求めます。

長坂予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（長坂実子君） 今定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、付託された議案のうち、議案第77号から議案第81号までを二つの分科会に委嘱し、12月11日に総務文教分科会、12月12日に産業厚生分科会を開催いたしました。また、議案第82号については、本日開催の予算決算常任委員会において審査を行い、いずれの議案も担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第3号）、議案第78号 令和7年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第79号 令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）、議案第80号 令和7年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）、議案第81号 令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第4号）は、本日開催の予算決算常任委員会における審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見についてその主なものを申し上げます。

議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第3号）のうち、就学支援事業については、スクールバスに想定以上の修繕費が発生したことから、車両の管理について引き続き注意し取組つつ、事業推進に努められたいとの意見がありました。また、リレーセンター管理運営事業として、工事請負費1,221万8,000円が減額補正されています。令和7年7月末に高圧機器取替工事の入札を実施したものの、交換予定であったトランスの受注が早期に停止となり、全社が入札辞退となったとのこと。後継機となるトランスはサイズ等が大きくなる見通しで価格が見通せず積算できないことから、今年度中の取替工事の実施を見送り、工事請負費を減額するというのが補正予算の内容です。今後の対応を問う質疑には、令和8年度に設定をし、令和9年度に工事を施工したいとの旨説明がありました。

今後は、環境施設等長寿命化計画や日常点検、定期点検の結果を踏まえた速やかな対応に努めるとともに、市民生活に致命的な影響を及ぼさないよう、法定耐用年数等の考え方を参考として何らかの基準を定め、施設の計画的な更新に取り組む体制を整えていただきたいとの意見がありました。

このほか、三高漁船用補給施設チェーン補修工事や一般県道大君深江線の道路拡張工事などの工事請負費については、事業説明書に詳細な内容を記載し、施工箇所等の図面を添付するなど、より効率的な審査にするため記載情報の精査に取り組むよう求めます。

議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第4号）のうち、かき生産安定緊急対策事業は、カキのへい死被害を受けている事業者に対し、早急に支援する内容です。

補正の内容は、カキ養殖業経営体への運転資金の融資に対する利子補給に10年の債務負担2億円を計上し、また、5,010万円を財政調整基金を取り崩し、漁業共済掛金助成補助金1,600万円、漁業環境改善のための各種支援に3,410万円の補正予算を計上するという内容です。

各種支援について詳細を求める質疑がありました。カキ養殖は、本市の地域経済を支える極めて重要な基幹産業であり、今回の補正内容は、カキ養殖存続のための緊急対策事業として評価するところです。一方で、支援内容の一部が定まっていないことから、早急に詳細な制度設計をし、カキ養殖事業が継続するよう、国や県と連携して中長期的な効果検証も含め、適切な支援となるよう求めます。

以上述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（上松英邦君） これをもって、長坂予算決算常任委員長の報告を終わります。これより委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第77号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和7年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和7年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第4号)について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

## 閉 会

○議長(上松英邦君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで、令和7年第5回江田島市議会定例会を閉会します。

皆様、大変御苦労さまでした。

(閉会 12時08分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員